

令和五年三月二十四日

聖籠町農業委員会第二十五期

第十三回総会議事録



聖籠町農業委員会第25期第13回総会議事録

聖籠町農業委員会第25期第13回総会は、令和5年3月24日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 番 八幡 裕（会長） | 2 番 宮下 吉勝（会長職務代理） |
| 3 番 神田 勝（農地部長） | 4 番 新保 勇（農政部長） |
| 5 番 堀 常正 | 6 番 齋藤 直樹 |
| 7 番 齋藤 睦子 | 8 番 栗原 一成 |
| 9 番 本間 政春 | 10 番 新保 要一 |
| 11 番 新保 昭治 | 12 番 宮野 公之 |
| 13 番 岩淵 せん | |

2 欠席委員 なし

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 主幹 吉田 晃一 主事 加藤 篤輝

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について

日程第7 議案第5号 聖籠町農業委員会事業方針並びに事業計画（案）の承認について

日程第8 議案第6号 最適化活動の目標の設定（案）の承認について

日程第9 議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する方針（案）の承認について

5 会議の概要

議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第25期第13回総会を開会します。
（開 会 午後2時05分）

議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、12番委員、13番委員を指名いたします。
なお、説明者には主幹、書記には主事を指名します。

議長 日程第2、会期の決定について、令和5年3月24日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは1頁をお願いします。

（議案朗読）

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を

農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第1号に関しましては、先ほどの事前審査におきまして、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは2頁をご覧ください。

(議案朗読)

主幹 この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当し、第3種農地(市街地の農地)と判断されます。

(議案朗読)

主幹 これらの案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、第2種農地(市街地近郊農地)と判断されます。以上であります。

議長 これらの件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第2号に関しましては、先ほどの事前審査におきまして、地区担当委員からの補足説明もあり、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

9番委員 はい。議長。

議長 はい。どうぞ。

9番委員 あのですね、番号〇号の個人住宅の図面の地図を見ていますが、〇-1番の農地番号がありますが、〇-2、〇-3 合筆で〇-1 になっていると思うが、所有者は〇-4も同じ所有者でしょうか。

主事 はい。回答します。〇-4 の所有者ですが、更正図を見ながらお話ししますが、〇-4 は農道で道にはなっていますが、所有者が聖籠町となっています。

議長 それではこっち、ほ場整備したとことなんです。4m だか6m の農道整備し、ここがほ場整備区域外のところで村中の道路の既存の道路が狭いもので町が買収して広くしたんです。聖籠町のもので。

主事 所有者は聖籠町となっており、地目はまた田になっており、道路というものです。

9番委員 はい。わかりました。以上です。

議長 議案第2号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは3頁をご覧ください。

(議案朗読)

主幹 これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第3号に関しましては、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補則説明がありました。この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審査します。6番議員、退席願います。

(6番委員 退席)

議長 番号54から60について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(異議なしの声あり)

議長 番号54から60について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(6番委員 入場、着席)

議長 続きまして、4番委員、退席願います。

(4番委員 退席)

議長 番号65について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

議長 番号65について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(4番委員 入場、着席)

議長 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、審議いたします。質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

議長 議案第3号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声 あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは6頁をご覧ください。

(議案朗読)

主幹 これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補則説明願います。

農政部長 はい。議案第4号に関しましては、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議します。4番委員、退席願います。

(4号委員 退席)

議長 番号400について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(異議なしの声あり)

議長 番号400について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(4号委員 入場、着席)

議長 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について

審議いたします。質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

議長 議案4号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第7、議案第5号、聖籠町農業委員会事業方針並びに事業計画(案)の承認について上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい、それでは10ページをお願いします。

(議案朗読)

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第5号に関しましては、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑・意見のある方の発言を求めます。

10番委員 はい。

議長 はい。10番委員どうぞ。

10番委員 今、事務局から言われたとおりでありますけれど、中身のに関して、基本方針とか活動方針はいいですね、特に重点目標とか農政対策とか研修事業等の実施に関しては、もう少し詳細に説明してもらいたかったですね。2回とも。以上です。

議長 事務局の方で改まって説明できますか。

主幹 最後、読み上げることで皆さんの意識統一を図れればと思いますが10号委員のおっしゃる重点目標とは事業計画のことでしょうか。

10番委員 農業委員会の対策と町の設定した地域計画とでどのような整合性があるのか、農政対策に関して関係機関・団体・農業者等の意見交換についてやっているわけでありませけれども、そこら辺の説明があればいいと、特に関係機関に関しては他市町村との農業委員会の話し合いをしてもいいかなと思っています。それと賃借料並びに農作業賃金に関する情報提供あまりにも近隣だけで、もう少し県内とか全国的にはどのような取り組みがあるのかなど説明してもらいたいし、取り組んでもらいたい。研修事業の実施、特に先進地の視察。今回もいろいろな所に行かせてもらいましたし、前回と同じアドマンファームとかで先進的やっているところもあるんですね。少し説明等を今度はどんなことを考えているのか入れてほしかったですね。

局長 重点目標の地域計画の関係ですが、令和4年度中、経営強化基盤強化法が改正されて人・農地プランを2年程前に作成されたものをブラッシュアップして地域計画として町の方が作成しなければと定められております。令和5年度、6年度の2年間にかけて作成するというスケジュールになっております。細かい内容につきましては、4月以降、産業観光課と打ち合わせをして、皆さんの方にご協力いただく部分も多々あるかと思っておりますので、そこについては随時情報提供しながら計画の作成の推進を図っていきたくと考えております。

農業の担い手の育成と後継者確保の活動を推進しますというところですが、担い手の育成につきましては、産業観光課と協力をしながら、情報交換しながらやっていかなければならないと思います。あと、後継者の育成については、農業委員の方につきましては新規就業者のサポートチームということでつながっておられるということでその活動を随時ご協力していただきながら活動していくということになります。

あと、事業計画内容ですけれども、農政対策について、農業関係・団体・農業者との意見交換につきましては、先程10番委員からも言われたとおり他市町村との意見交換は十分大事なことだと思います。ここ数年新型コロナの関係で、そういった会合とかできませんでしたが、今後は国の方の法人が変わったことによりまして、郡市協さんとか研修会や県の新潟農業会議さんが開催する会議等が開催されると思うので随時参加していただいて意見交換していただければと思います。

次に、賃借料並びに農作業料金に関する情報提供につきましては、農作業賃金につきましては、新潟県農業会議さんが毎年2月頃取りまとめた情報が提供されますので、そういった情報を提供していきたくと考えております。

研修事業ですが、先進地視察の方は令和2年から4年まで県外に行って視察することができませんでしたが、令和5年度につきましては12番委員から千葉の方に見に行きたいというお話もありましたので、今計画して

いるところでございます。新規就農者の方のマニュアル作りがしっかりできてきているということでそういったことを勉強して新規就農者の育成といったところで、農業委員の資質の向上といったところを目的として研修に行きたいと考えておりますので、時期になりましたら皆さんとご相談しながら事業をやっていきたいと考えております。
補足については以上です。

議長 10番委員いいですか。

10番委員 よろしくお願ひします

2番委員 先日私、〇〇の基盤整備の役員会に出席してきて、賃借料のことについて、以前言ったことがあるかと思いますが、役員さんに聞いてきました。本当のことを言うと、今年から15,000円にしたかったけど、今年は間に合いそうにないということで、来年それに向けて話し合いを進めていくそうです。
議案書に出てきてますが、15,000円とか14,000円とか個々で相対でしっかり話し合いしたうえでここに持ってくると思いますが、これは情報提供ということで私の方から補足説明します。

議長 よろしいでしょうか。

10番委員 よろしくお願ひします

議長 議案第5号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声 あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第8、議案第6号、最適化活動の目標の設定(案)の承認について上程いたします。事務局説明願ひます。

主幹 はい、それでは14ページをお願いします。

(議案朗読)

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願ひます。

農政部長 はい。議案第6号に関しましては、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑・意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声 あり)

議長 議案第6号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声 あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第9、議案第7号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の承認について上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい、それでは18ページをお願いします。

(議案朗読)

局長 すみません、補足説明させていただきます。

議長 はい。

局長 こちらの指針なんですけれども、平成28年7月に1回同じような指針を策定しているところでございます。遊休農地を解消しましょうとか、集積を80%にしましょうとか、目標数値を指針で定めていただいているところですが、今回国の方から農業委員会に係る交付金に最適化交付金がありまして、交付金を受けるためにこういった指針に作り直してくださいと指導があったもので、今回改めて参考例を活用して指針の方を作成させていただいたという経緯がございますので、補足として説明させていただきます。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第7号に関しましては、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑・意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声 あり)

議長 議案第7号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声 あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時43分)


会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 5 年 8 月 27 日

聖籠町農業委員会

議長 八幡裕 

聖籠町農業委員会

署名委員 官野公之 

署名委員 岩淵也人 

